

平成30年度仙台市食品衛生監視指導計画中間案に関する意見の概要

1 意見の聴取の概要

(1) 市民への周知方法

①仙台市ホームページに掲載

②印刷物の配布

配布場所：市役所(市政情報センター, 生活衛生課), 区役所 (1階案内窓口, 衛生課)

宮城・秋保総合支所 (1階案内窓口)、宮城野区・若林区・太白区情報センター

③食の安全サポーター会議において説明 (平成29年12月15日開催)

(2) 意見募集期間 平成29年12月8日～平成30年1月7日

(3) 意見募集の方法 郵送、FAX、電子メールによる

(4) 意見募集の結果 ・意見の受付状況 13通 (内訳：団体2, 個人11)

・意見の件数 59件

2 意見の内容別内訳

(1) 内容に関する分類

- ・監視指導に関すること 32件
- ・検査に関すること 0件
- ・その他、全体に関すること 27件

(2)

意見の分類		件数
A	概ね肯定的に捉えての意見や感想	3
B	概ね肯定的に捉えつつ、より強調すべき点や修正すべき点などを明記しているもの	28
C	批判的・否定的な立場からの指摘や感想	0
D	その他 (上記以外の一般的感想や要望等)	28

平成30年度食品衛生監視指導計画中間案に関するご意見

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
1	半年も前に深夜ラジオを聴いていた時、HACCPという言葉が出た時、アナウンサーがそれは何のことかと聞いていた。私も食の安全サポーターをやらせていただいて初めて知りました。知るといろいろ目につくものですね。(ニュース、広告等) 仙台HACCPは10年以上になるのですね、これからも事業者、消費者に分かりやすく伝えていただけますようにと思います。食の安心、安全を知って楽しく食事ができると思います。	-	A	監視指導	ご期待に沿えるよう、今後も食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めるとともにわかりやすい情報の発信に努めてまいります。
2	用語の説明の中にその用語をわかりやすく説明しているのでもとても良いことだと思います。	-	A	その他	監視指導計画の策定にあたりましては、できるだけ平易でわかりやすい表現や内容とするよう、今後も努めてまいります。
3	食の安全対策は、関係機関相互の連携・支援により確保されるものとしてその取組みには、特に共感いたしました。20ページの資料1は、得難いチャートとなりえます。次に期待されるのは、連携確保として「何について、相互に連携しているのか。」を具体的な内容事項について落とし込み、活用していただいていることをご期待申し上げます。	20	A	その他	本市では、食品衛生行政、農畜産行政及び消費者行政にまたがった生産から消費に至る総合的な食品の安全性確保のための「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」、その具体的施策である「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針に基づくアクションプラン」を策定し、食品の安全性確保対策を推進しております。施策の実施に際しては、関係各課で構成する仙台市食品安全対策推進会議により、基本方針やアクションプランの策定、実施状況の報告等を行い、相互の連携を図っております。また、緊急的な事案等の発生においても適宜情報の共有を行っております。今後とも関係各課連携し、食の安全性確保対策を推進してまいります。
4	1. 食品等事業者の自主管理推進(2)HACCP制度化 HACCP制度化は、原則賛成です。その過程についてお願いがあります。 ①何故、今、HACCP制度化なのかが一般市民にもひと目で解る図解が欲しいです。(HACCPの起源、国際的動向、日本の目指す方向等) ②HACCP制度化に向けての工程表 ①と関連して具体的に、いつまでに何をしなければならないのか、私がサポーター会議と、H29.11.6「食品の信頼性確保トップセミナー」に出席した際にも、”いつまでに何を”が理解できませんでした。 ③簡単に長続きするHACCP 私は会社員を退職後、働く人がケガしないよう安全指導することを行っています。労働安全衛生マネジメントシステムとHACCPは、考え方が似ている部分があります。そこで、HACCPを街のラーメン屋のご主人とのおかみさんに理解して、ずっと続けていただく為には、記録とか作業が複雑で面倒くさいと無理です。行政側の視点でなく、実施する側の視点から「これだけやればOK」という”簡単に長続きする”HACCPを望みます。	3	B	監視指導	HACCPの手法を用いた衛生管理の制度化については、現在国で検討が進められているところです。施行までの期限も含めた法制化の具体的な内容が判明次第、仙台市においても事業者への周知や導入支援について、より具体的な施策を検討し、実施してまいります。頂いたご意見については、具体的な取り組みを行っていくうえでの参考とさせていただきます。 また、HACCP制度化に関する経緯等については、これまで厚生労働省の検討会で協議されてきており、食品衛生管理水準の向上及び国際標準化が主な目的とされており、詳細な経緯等については厚生労働省ホームページを参照してください。 ・「食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会」資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186645.html ・「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=336117
5	1-(2)「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への理解促進」についてHACCPの手法を用いた自主衛生管理の推進について重点項目に盛り込んでいることから、全ての食品等事業者がHACCPの認証取得方法について理解し、導入がスムーズに図られるよう指導も行うよう追記してください。 また、仙台HACCP認証の食品等事業者が高度な自主衛生管理に取り組んでいることを、市民がきちんと理解することも必要です。そのために、「せんだい食の安全サポーター」および「せんだい食の安全情報アドバイザー」の方々への理解促進を強めてください。【他同意見3件】	5	B	監視指導	HACCPの手法を用いた衛生管理の制度化については、法制化を含め国で現在検討段階であることから、本市としましては、現状では、食品等事業者に対するHACCPの手法を用いた衛生管理の導入を推進するため、事業者団体とも連携しながら各種支援等を行うこととしております。 また、せんだい食の安全サポーター会議では、仙台HACCPに関する講義を盛り込むなど「せんだい食の安全サポーター」および「せんだい食の安全情報アドバイザー」の方々への理解促進に努めているところです。 今後とも国のHACCP制度化の動向を見据えながら、食品等事業者のHACCPの手法による自主衛生管理導入を推進してまいります。

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
6	2-(1)「食品関係施設の監視指導、苦情調査等」-①について 食中毒対策においては、調理段階における対策だけでなく、フードチェーン全体を通じた衛生管理を向上させることが重要です。特に、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌等は、と畜場や食鳥処理場における食肉処理の段階での食中毒菌汚染等も想定されることから、これらの段階での対策が重要ですので、項目を立てるか追記してください。【他同意見2件】	6	B	監視指導	仙台市食肉市場では、10ページ2-(2)-③食肉市場内における監視指導に記載のとおり、衛生的な解体処理について監視するとともに、枝肉及び施設設備のふきとり検査を行い、場内事業者に対し、検査結果に基づいた指導を行っております。なお、食鳥処理場は、市内には施設がありません。 今後とも、カンピロバクター等、加熱不足の食肉を原因とする食中毒防止に努めてまいります。
7	2-(1)①-オ「食品表示法の周知徹底」について 2015年4月から施行された食品表示法に基づく食品表示制度に関して、消費者の理解が進んでいるとはいえない状況です。2-取り組み内容が「製造・加工から消費にいたるまで」とあることから、食品関連事業者への情報提供とともに市民への理解を積極的に推進してほしいことから、その旨追記してください。【他同意見3件】	6	B	監視指導	食品表示法に基づく食品表示については、平成32年3月31日に経過措置期間を終了する加工食品や添加物について、新たな基準に移行できるよう食品等事業者等へ情報提供を行っております。併せて、食品表示パンフレットの作成、市ホームページ・食の情報館への情報掲載及び食品衛生出前講座等で情報提供を行うなど広報に努めております。 なお、新たな原料原産地表示制度（品質事項）及び栄養成分表示（保健事項）については、関係する部署・機関と連携し、情報提供等に努めてまいります。
8	2-(2)「流通拠点の安全性確保対策」-①について 仙台市中央卸売市場は、中央拠点市場と位置づけられるとともに、市民等への生鮮食料品等を安全かつ安定的に供給するという役割を担っています。そのため、仙台市中央卸売市場のHACCPによる自主衛生管理の導入を推進するために、市場内の食品等事業者への普及啓発だけではなく、積極的な導入支援が行えるよう文章に追記してください。【他同意見3件】	10	B	監視指導	仙台市中央卸売市場においては、衛生講習会等の機会を通じてHACCPの手法を用いた衛生管理について、普及啓発を実施しております。 今後は、国で進めているHACCPの制度化の内容を見据えながら、市場内の食品等事業者のHACCPの手法を用いた衛生管理の導入支援を進めてまいります。 ご意見を受けまして、本文10ページ2-(2)の文言を修正しました。
9	3-(4)「健康食品による健康被害発生時の原因究明、拡大防止」について 生活習慣病の予防や、健康維持、健康寿命の延伸などの観点から、健康志向が高まっており、高齢者を中心として、いわゆる「健康食品」の利用が広がっており、恒常的に摂取している層も一定数存在します。リスクの高い成分を含むものについては、重篤化する恐れも考えられることから、注意喚起の部分について、報道機関や市政だより、HPを活用した情報提供を行うと具体的な記載にしてください。【他同意見2件】	14	B	監視指導	健康食品を含め、食品等に起因する重大な健康被害などの事案が発生した場合は、迅速に情報収集に努め、必要に応じて市ホームページ等を通じて市民に情報提供しております。 なお、食品等事業者が食品衛生法に違反し、本市が行政処分や文書による行政指導を行った場合には食品衛生法第63条の規定に基づき、市ホームページに公表を行っております。 今後ともわかりやすい情報の発信に努めてまいります。
10	6ページのウ、ノロウイルス---の強化 の文中、6行目 手洗い等 に手洗い、体調管理等として加筆も可能では。	6	B	監視指導	ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、調理従事者の健康管理が重要ですが、近年では不顕性感染者（ウイルスに感染しているが症状が出ない状態）が原因となる食中毒が増えております。不顕性感染者は自覚症状が無いことから、ノロウイルス流行時には、不顕性感染者がいることを前提とし、二次汚染を防ぐために調理従事者が正しい手洗いを行う必要があります。 ノロウイルスによる食中毒の防止のため、今後も食品等事業者に対して重要性を周知し、適切な対応を行うよう指導してまいります。
11	オ、食品表示の周知徹底においては、加工品の表示において原産国表示と栄養成分表示が、特に、仙台市内の食品加工事業者にての対応に遅れがみられます。一段の周知を図りますとの、この点において加筆も可能では。	6	B	監視指導	平成29年9月より開始した新たな原料原産地表示制度（品質事項、猶予期間は平成34年3月31日まで）及び栄養成分表示（保健事項、猶予期間は平成32年3月31日まで）については、「仙台市食の安全性に関するアクションプラン」に基づき、関係機関と連携し、食品関連事業者等への情報提供等に努めてまいります。

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
12	<p>4-(3)-②せんだい食の安全情報アドバイザーについて</p> <p>せんだい食の安全情報アドバイザーの活動は、せんだい食の安全サポーター会議に参加して意見のとりまとめ役を担うほか、食品衛生監視員とともに食品の安全性に関する普及啓発を行うなど、自ら情報発信となっていることから、様々な場面で市民への食品衛生に関する知識の普及と情報の提供を行う役割を文中に追記してください。【他同意見2件】</p>	15	B	その他	<p>せんだい食の安全情報アドバイザー制度は、アドバイザー委嘱期間中にせんだい食の安全サポーター会議に参加し意見のとりまとめ、消費者の立場で事業者や行政と意見交換の実施、研修会等への参加などの経験を通じて食品の安全性に関する知識等を習得し、活動終了後には、自ら食の安全性に関する正しい情報の発信を行うことができる人材の育成を目指しております。</p> <p>ご意見を受けまして、本文15ページ4-(3)の表現を修正しました。</p>
13	<p>この度の対策についてのお取り組み案について、満足すべきものです。ただ、東北における仙台市の役割として、より国際基準を意識していただきたいと思えます。</p> <p>食の安全は、国際化の中で、環境を保全しながら安全確保がなされるもの、食の自給率が低い日本では、地産地消を推進しながら海外との自由貿易推進による食産品の交流を図ることが、地域社会の発展につながるものと思えます。</p> <p>つきましては、2015年国連採択2030年アジェンダ「SDGs持続可能な開発社会の目標」を意識した文言を組み入れて「食の安全への概念」を広げてみるのも時流と思われまます。国の各省庁をはじめ行政・企業・市民団体も、昨年からの積極的に取り組みを表明しているところです。この状況のもと、この度の中間案-2ページの「はじめ」にもそれを意識した文言を加えて頂けると望ましいと思えます。</p> <p>例えば、2ページの「市民が健康で豊かな生活を営む」の前に、「望まれる環境を保全し、市民が健康で豊かな一とか、「環境保全」を前提とした文言挿入もあり得ると思えます。</p>	2	B	その他	<p>環境を意識した食の取組みについては、仙台市食育推進計画〔第2期〕後期計画に記載する予定としています。</p> <p>なお、本計画は「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づく食品衛生行政に係る施策の一つとして、また、食品衛生法第24条〔都道府県等食品衛生監視指導計画〕に基づき、食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生状況等を勘案し、毎年度策定しております。</p> <p>ご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
14	<p>昨今、再び農薬ネオニコチノイド対策を望む声が先の12月仙台市主催エコフェスタにおいても参加2団体から自然環境汚染による生態系への弊害を心配する請求がありました。日本のように狭い土地では、化学的な栽培生育に取り組むケースが増えた場合、使用化学物質からの特定産品への個別データリスクは、小さいとしても総生産量が增大すれば使用化学農薬総量は、比較して多量となり、生態系破壊につながるリスク懸念も大きくなるのが考えられます。</p> <p>よって、このような1つの例をとっても、環境対応を前提にした安全安心対策は、必須と思われまます。また昨年、新品種のブランド米栽培に取り組んだ農家さんの声として、以前より農薬の使用量が増え、これが負担になりそうとの不安の声も報道されておりました。持続可能な社会へ向けて、生態系への阻害は、人間社会へのリスク警鐘となります。</p> <p>例えば、2ページ-カコイ＜食品の安全性確保に関する基本方針の特徴＞の項目の3つの視点を①と②を並列として一つにまとめて②として、「消費者の視点に立ち、事業者の自主管理による安全性確保」として①に「環境保全の視点からの安全性の確保」の環境視点からの文言加筆もあり得ます</p>	2	B	その他	<p>ご意見については、食品衛生行政、農畜産行政及び消費者行政にまたがった生産から消費に至る総合的な安全性確保のための具体的施策を進める上で参考にさせていただきます。</p>

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
15	<p>3ページ《平成30年度の重点事業》【HACCPの手法を用いた自主衛生管理の推進】の項について</p> <p>直近施策としてHACCPへの対応は、効果的と賛同させていただきます。一方、栽培畜産分野におけるGAPへの取組み推進も車の両輪的存在となりえると思います。</p> <p>GAPもHACCPと同様に取り組みから10年ほどは、経ていると思います。しかし、農水省の個々の取組みは、現在、GAPが農業専門分野に特化しがちで、周辺関連企業も少なく、私たち消費者になじみの薄い分野となっております。今後の国際基準へのとりくみや、農業等への企業からの参入増を考えますと生産者のGAPへの取り組みは、今後、生産者自身その関連事業者は、勿論、消費者にとっても食の安全性確保につながるものと思います。また、地域の経済発展の為に、生産者と食品事業者の輸出入への一層の自由化促進へ向けて取り組み課題の一つでもありますので、仙台市地区にて地域振興にもつながる、GAPの導入モデルの推進を国の農水省地方農政局・生産局農業環境対策課や宮城県の農林水産部園芸環境対策課等？さんからの協力をお受けして今後、市内特定の農業専門学校や農協組合などへ市から取り組み支援をはかられては、いかがでしょうか。GAPを農水省では、SDGsの推進としても望まれる手法の一つと認めており、昨今、各県へその推進活動を、重く推奨しております。</p> <p>よって、例えば、3ページの5つの事業の中に【HACCPの手法の推進】の項にGAPの項も加筆に値すると思われれます。また、5ページの1(2)項において、最後項に以下の加筆も望まれます。また、宮城県農林水産部…環境対策課と連携し農業専門学校や農業団体へのGAP取得推進への支援を図ります。とか。</p>	3 5	B	その他	<p>GAPについては、食品衛生行政、農畜産行政及び消費者行政にまたがった食品安全に関する基本方針である「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に生産者への導入を推進する旨の記載しておりますが、ご意見を受けまして、基本方針に基づく具体的実施計画である「平成30年度仙台市食品安全性確保に関する基本方針アクションプラン」にGAPの導入推進について記載します。</p> <p>なお、11ページ1-(3)に記載のとおり、収去等検査計画表4に基づき、農作物等の残留農薬検査を実施しております。検査の結果、基準値違反を発見した場合は、回収、廃棄等の措置を迅速かつ適切に実施するとともに、都道府県の農薬等を所管する部署に情報提供するなど連携して対応することとしています。</p>
16	<p>10ページの②中央卸売市場内の野菜・魚介類の項において、文末最終項として、加筆も考えられます。</p> <p>「重金属などの検査を実施します。」の後に「そして、生態系の環境保全のため、河川、田畑用水や港湾の特定地点での水質検査状況を他の関係機関との連携により把握して食の安全確保につなげてまいります。」</p>	10	B	その他	<p>環境汚染物質（総水銀）については、収去検査の結果、暫定規制値を超過した場合は、販売の中止等を指導し、流通から排除するとともに関係機関と連携し、対応することとしています。</p> <p>なお、頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	<p><平成30年度の具体的な取り組み>の2.製造、加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実の項目に添加物食品チェックを今まで以上に強化を願う。</p> <p>※高齢化時代になり、一人暮らしをする方も多くスーパー、コンビニで手軽に買って食事をとる人も多くなります。高齢者は商品の添加物チェックもおろそかになるだろうし、それが長く続けば体調不良の被害にも・・・健康寿命を延ばすために安心な食品と運動は大切だと思います。</p>	7 12	D	監視指導	<p>食品添加物は、安全性について食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って、成分の規格や、使用の基準等が定められた上で、使用されています。</p> <p>本市では、7ページ表1に記載のとおり、食品添加物について、食品製造時の使用状況や食品表示法に基づく適正な表示について監視指導を行っております。また、12ページ表4に記載のとおり、流通している国産及び輸入食品について収去検査を実施し、基準等に違反した食品については流通から排除するなど迅速かつ適切な措置を講じております。</p> <p>また、基準の違反等により、食品等事業者に対し、行政処分や文書による行政指導を行った場合には市ホームページにて公表しております。</p> <p>なお、検査結果等については、次年度の6月末を目途に本市食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しております。</p> <p>今後とも違反食品の流通防止に努めてまいります。</p>
18	<p>食品等の事業者の責務の自覚について、特に衛生管理の点検、指導はどういう状況下でされているのでしょうか。</p>	5	D	監視指導	<p>食品等事業者に対する監視指導については、2-(1)-①-アのとおり、営業の種類、施設規模等を考慮し、主な監視指導項目(表1)及び立ち入り検査計画(表3)に基づき実施しております。</p> <p>なお、監視指導結果については、次年度の6月末を目途に本市食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しております。</p>

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
19	仮設店舗での営業の監視の状況、特に真夏の食品を扱う店の衛生状況をみるとどんな規制があるのかと思います。	9	D	監視指導	露店等仮設店舗の営業許可については、通常の営業店舗に比べて構造基準が緩和されていることから、提供する食品に「提供する直前に加熱すること」等、一定の制限を付して許可しております。 また、営業許可申請受付時には、メニュー毎に調理工程等を確認し、食品の取り扱いや衛生管理等を指導するとともに大規模なイベントに際しては、各店舗の監視指導を行い、販売する食品等の温度管理等の衛生管理について、必要な指導を行っております。
20	中間案の中のP12③健康食品の監視指導について 健康食品の購入については、直接ドラッグストア等から買う場合と、インターネットの通信販売にての購入とがあると思います、ドラッグストア等の店舗には直接監視指導が可能と思われますが、通信販売等の場合は、直接の監視・指導は困難ではないかと思われます。 出前講座、講演会等の参加者を対象に健康食品をどのくらいの種類をどのような方法で購入しているかなどアンケートを実施して健康食品の使用状況の把握をしてみるのほうがいいかと思います。	12	D	監視指導	ご意見を踏まえ、より効果的な監視指導が実施できるよう検討してまいります。今後も、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導等を確実に実施し、食品の安全性確保に努めてまいります。
21	《平成30年度の重点事業》の【ノロウイルスによる食中毒防止対策の強化】について 食中毒の中でも、ノロウイルスによる患者数が多いことから、食中毒防止対策においては、調理段階における対策だけでなく、フードチェーン全体を通じた衛生管理を向上させることが重要と考えます。 また、8月に埼玉、群馬の総菜店で販売されたポテトサラダを食べた客から腸管出血性大腸菌O157が相次いで検出された問題があったことから、二次汚染防止を確認するため、自家製造惣菜や調理器具の検査、監視を行い、検査結果に基づく講習会を事業者に対し行ってください。【他同意見2件】	3	D	監視指導	平成29年に関東で発生した腸管出血性大腸菌O157の事案については、具体的な原因は判明しておりませんが、食中毒については、全国で様々な事案が発生していることから、個々の事例について、自治体間で情報の共有を行い、必要な情報を収集・分析し、監視指導や市内食品等事業者向けの講習会で事例を紹介するなど、同様の食中毒の発生防止に努めております。 なお、本市では、そうざいや弁当などの収去検査、調理器具等のATP検査やふき取り検査を実施し、結果に基づき二次汚染対策等について指導を行っております。 今後も衛生講習会や監視指導を通じて、食中毒防止の啓発に努めてまいります。
22	1-（1）「食品製造、加工、販売業者への自主衛生管理指導」について 食品衛生意識の向上を目的とする優良施設表彰について、市民が理解できるように広報を行ってください。【他同意見2件】	5	D	監視指導	食品衛生優良施設表彰は、食品衛生意識の向上を図るため、市内食品衛生関係施設のうち、施設の衛生管理向上及び関係業界の資質向上に尽力し、他の模範となる優良な施設について、市長または保健所長が表彰する制度で、1年に1回表彰をしております。なお、優良施設については市ホームページにおいて公表しております。
23	JRのトイレには石鹸が無く水のみ、その他には石鹸がついていますが。（仙台駅は人々多く一考をJRにお願いしたい） ついでに手洗いは、大変大事な事ですが爪を伸ばすことは非常に菌の繁殖を増大するので、幼児へ教育者が教えるべき。もちろん親にしても。	-	D	その他	ノロウイルスをはじめとする細菌やウイルスによる食中毒を予防するためには、正しい手洗いを実施することが重要です。また、ご指摘のとおり、爪を短く切ることは、正しい手洗いを実施するために必要であり、衛生管理において最も基本的な事項です。 今後も市民出前講座、食品等事業者向け講習会や各種イベント等に際し、手洗いチェッカー等も用いて、正しい手洗いの啓発に努めてまいります。
24	HACCPのPRを市政だより等で市民に通知することが必要だと思う。評価マークをアピールして、市民が意識することが大事。市内の保育園、幼稚園などへの手洗いの指導。遊びながら楽しい手洗いができたら。食べることは生きること。手洗いをしっかりしてHACCPのお店等で安全な食事をする。マークの徹底の強化が食の安全につながると思う。	-	D	その他	本市では、平成18年よりHACCPの手法を用いた衛生管理を段階的に評価する仙台市独自の制度（通称：仙台HACCP）を設けており、評価を受けた事業者は評価マークを製品等に標示することができます。 また、ご意見のとおり食中毒を予防するためには正しい手洗いを実施することが重要であることから、今後もイベントや講習会等の様々な機会を通じて、正しい手洗いの啓発に努めてまいります。

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
25	違反食品等に対してマスコミで情報が流れますが、その結果報告が原因不明とか、その後の報告が無いままになったりしますと、いろいろな面で不安が募ります。最後まできちんとした報告がほしいです。	-	D	その他	食品衛生監視員による監視、収去検査及び市民等からの申し立て等により、違反食品を発見した場合は、製造した食品等事業者が市内であれば、改善指導や再発防止について指導を行うとともに必要に応じて回収、廃棄等の適切な措置を講じ、被害の拡大・再発防止に努めております。また、市外の事業者の場合は、関係自治体に情報提供しております。 なお、基準の違反等により、食品等事業者に対し、行政処分や文書による行政指導を行った場合や、健康被害が発生する恐れがある食品が販売され、自主回収着手報告の届け出が出された場合は市ホームページにて公表しております。
26	新年度に一つだけ新しいテーマを設けてこれだけは徹底的にやることを市民に宣言してくれたら、私たちの食品衛生に対する姿勢も変わるのではないのでしょうか	-	D	その他	食品衛生監視指導計画は、食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生状況等、食品を取り巻く環境の変化を見据え、毎年度見直し、策定しております。 今後も、計画の策定にあたりましては、できる限り食の安全性に関する関心の高い事項を盛り込み、平易でわかりやすい内容となるよう努めてまいります。
27	P10 2. 製造・加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実 (1) 食品関係施設の監視指導・苦情調査等④法違反発見時の措置について 一般市民は食品の安全性に関して、食品衛生知識と法令知識の基礎が不十分の為、何が悪い・何が法令違反なのかを反射的に解らない状況です。そこで、具体的法違反例の解説・説明会をお願い出来ないでしょうか。仙台市内を歩いていて、ひと目でこれは法違反と解る市民が増えれば食の安全性は向上すると考えます。	10	D	その他	食品衛生に関する監視指導については、主に6ページ2-(1)に記載の食品関係営業施設の監視指導、11ページ2-(3)に記載の市内に流通している食品等収去検査により実施しており、食品等事業者の法違反の未然防止や法違反時の対応等を行っております。また、監視指導結果については、次年度の6月末を目途に本市食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しております。 頂いたご意見については、本市のリスクコミュニケーションの事業の一つである、せんだい食の安全サポーター会議の題材等、今後の参考とさせていただきます。
28	食品等の事業者の中に外食産業も含まれているので、HACCPをより多くの市民に浸透する為にHACCP賞を作り有料とする。食品メーカー及びレストラン・食堂等にHACCPシールA4くらいの大きさで星をつけて貼ってもらう。(目立つところに)	-	D	その他	本市では、平成18年よりHACCPの手法を用いた衛生管理を段階的に評価する仙台市独自の制度(通称:仙台HACCP)を設けており、評価を受けた事業者は評価マークを製品等に標示することができます。 今後も国のHACCP制度化の動向を見据えながら、食品等事業者のHACCPの手法による自主衛生管理導入を推進してまいります。
29	9ページ③の露店等仮設店舗での食品の取り扱い状況について 仙台市仮設飲食店等事務取扱要領に基づきとありますが、夏祭りやイベントの際の制限等があると思います。その出展物に応じた対応策一覧があれば営業許可申請時の注意点がわかり、スムーズに申請ができると思います。	9	D	その他	露店等仮設店舗の営業許可については、通常の営業店舗に比べて施設構造が簡易であることから、提供する食品に「提供する直前に加熱すること」等、一定の制限を付して許可しています。近年、露店等仮設店舗で提供される食品が多様化し、一律に分類することが難しくなっていることから、営業許可申請受付時に提供品目毎に調理工程等を確認し、食品の取り扱いや衛生管理等を指導しております。 また、一部のメニューについては、一覧表に分類し、申請時の負担軽減に努めている他、衛生管理事項についても記載し、市ホームページ、申請窓口等に設置しております。 今後も、営業許可申請時等窓口業務において、わかりやすい説明を行うよう努めてまいります。 ○仙台市ホームページ ・飲食店などの営業を始める前に http://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/jigyosha/kankyo/shokuhin/ese/egyo/egyo.html ・仮設営業について http://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/jigyosha/kankyo/shokuhin/ese/egyo/documents/kasettsu.pdf

No.	意見	該当ページ	評価分類	分類	本市の考え方
30	消費者や食を扱う家庭での知識の向上も重要であると感じます。情報の提供も積極的に取り組んでいながら、より一般消費者各人が食についてやその物自体の危険性を知りながらきちんと調理することが大事だと思います。	-	D	その他	消費者、生産者、食品等事業者及び行政の相互理解を深めることは、食の安全性確保のための施策を推進する上では重要であると考えております。本計画では、リスクコミュニケーションを重点事業に位置付け、食品安全対策協議会の開催、市民向けの講演会を通じた意見交換の実施、せんだい食の安全サポーター等の活動及び食品衛生出前講座等を行っております。 今後も市民に対して、わかりやすい情報の発信に努めてまいります。
31	1-(3)「食品衛生協会の食品衛生指導員活動等への支援」についてHACCPを推進するためには業界団体等への支援・助言を行う「食品衛生指導員」の役割が重要になります。研修や情報提供に加え、人材育成も行ってください。 【他同意見3件】	5	D	その他	ご意見のとおり、HACCPの手法を用いた衛生管理の制度化に対応するためには、食品衛生指導員の役割が重要であると考えております。 本市では、(公社)日本食品衛生協会のHACCP普及指導員(厚生労働省のHACCP普及推進と事業者へのHACCP導入支援のために設置された(公社)日本食品衛生協会の資格制度で、資格者はHACCPに関する知識、導入に関する専門知識を有する)制度を活用し、食品衛生指導員のHACCP普及に関する技術向上に努めております。 今後も国のHACCP制度化の動向を見据えながら、食品等事業者のHACCPの手法による自主衛生管理導入を推進してまいります。
32	4-(1)「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について リスクコミュニケーションの実施方法について、一般の市民が食品の安全性について、日頃抱えている不安や疑問を払しょくできるような方法にすることが重要です。消費者、生産者、食品等事業者が直接顔をあわせ、お互いの状況や意見が分かり合えるような自由な対話の場が求められていると考えます。ぜひこのような形でのリスクコミュニケーションの実施を望みます。【他同意見2件】	15	D	その他	本市のリスクコミュニケーションの取組みとしては、仙台市食品安全対策協議会における食品等事業者、学識経験者、消費者などから委嘱した委員による施策案等の協議、食品等事業者及び市民向けの講演会での意見交換の実施や「せんだい食の安全サポーター」事業を実施し、相互理解が得られるよう努めております。 今後も食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを効果的に進めてまいります。
33	最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例(仮称)」を制定することが必要と考えます。 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題、消費者を裏切る食品偽装問題やそれに付随した食物アレルギーの危険性の問題など、食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、事業者に対する食品の安全性確保だけでは十分とは言えず、市民の食品に対する信頼性の確保とは直接結びつきません。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させることや、地産地消の推進、国際都市としての食の安全の確保も必要です。国際社会のグローバル化により、食品を巡る状況も長期的に捉える必要があると考えます。 仙台市民の生命・健康が最優先という視点や、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例(仮称)」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。【他同意見2件】	-	D	その他	食品は広域的に流通することから、その安全性確保に関しては市町村独自の条例ではなく、国や都道府県単位での統一的な基準に基づき取組をすすめることが重要と考えております。本市ではこうした考えの下、食品安全基本法などの関連法令に基づいた監視指導や許認可等を行うとともに、消費者や事業者等で構成する食品安全対策協議会での議論を踏まえて策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づき実効性のある施策を総合的に推進しているところです。 今後とも、社会情勢の変化に合わせ、基本方針を見直すとともに、消費者、生産者、事業者等と連携して、食品の安全性確保に努めてまいります。